



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 規程(交)
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都地下高速電車の障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………四

公告

- 開発行為に関する工事完了(四件)……………五
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………五
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

告示

●東京都告示第九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十條第一項の規定に基づき町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

- 渋谷区南平台町五番六号 東急株式会社 代表取締役 高橋 和夫
- 町田市森野二丁目二番二十二号 町田市 上記代表者 市長 石阪 丈一
- 渋谷区桜丘町二十四番四号 株式会社東急レクリエーション 代表取締役 菅野 信三
- 二 事業施行期間
- 平成二十八年十一月二十八日から令和四年九月三十日まで
- 三 施行地区
- 町田市鶴間二丁目及び鶴間三丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称

町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業

事務所所在地

渋谷区桜丘町三十一番二号東急桜丘町ビル

六 施行認可の年月日

平成二十八年十一月二十八日

七 変更認可の年月日

令和四年二月二十四日

●東京都告示第九十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社DIVINE
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小椋 亮
- (三) 主たる事務 墨田区文花二丁目十三番三号 ラフィ所の所在地 スタ押上四〇五
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇〇五八〇号
- (五) 免許年月日 平成二十九年五月十九日
- 二 処分年月日 令和四年二月十五日
- 三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(令和四年三月二日から同月十六日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五條第二項第四号

●東京都告示第百九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区西六郷二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【格子の回転角度(13度18分17秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

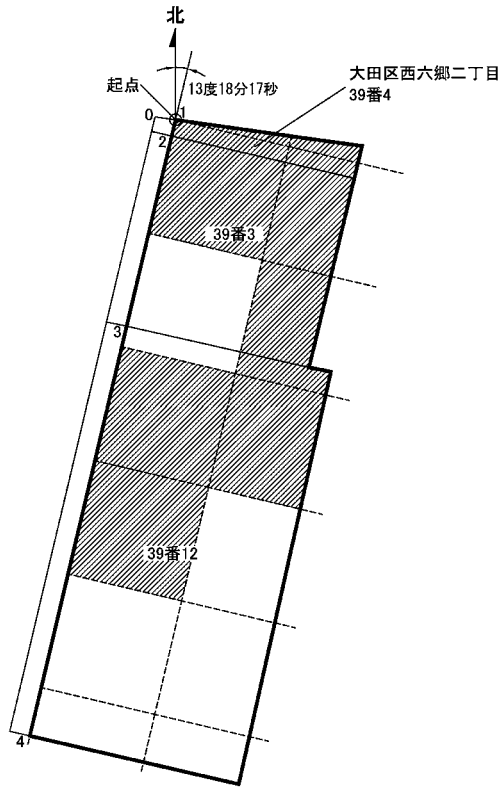
【起点】
起点は、大田区西六郷二丁目39番4の
地点番号1(X, Y)=(1.756, -0.248)の座標点とする。

【座標軸】
座標値は、大田区西六郷二丁目39番4の最北端を
(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした相対座標である。

地点番号	X座標	Y座標
0	0.000	0.000
1(起点)	1.756	-0.248
2	1.433	-1.644
3	-2.429	-17.946
4	-10.731	-53.052

【凡例】

- 敷地境界(旧工場敷地)
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 単位区画



規程(交)

●交通局規程第一号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三十五条第二項中「身体障害者手帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は療育手帳」を削る。

第四十二条第三項ただし書中「IC発行事業者」を「ICカード発行事業者」に改める。

第四十四条第三項中「旅客規程」を「旅客営業規程」に改める。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。ただし、第四十二条第三項ただし書及び第四十四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

●交通局規程第二号

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「身体障害者手帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は療育手帳」を削る。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

●交通局規程第三号

東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程(平成三年交通局規程第一百五号)の一部を次のように改正する。第五条第二項中「愛の手帳」の下に「又は愛の手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加え、同条第三項ただし書中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第八条中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

●交通局規程第四号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第二十四条の二の見出し中「障害者」の下に「の介護者」を加え、同条中「及び知的障害者」を「又は知的障害者」に、「障害者本人」を「当該障害者」に、「介護する身体障害者の身体障害者手帳若しくは身体障害者手帳保有者」を「当該障害者の身体障害者手帳若しくは療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は介護する知的障害者の療育手帳」を削る。

第二十九条第一項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

第二十九条の二の見出し中「障害者」の下に「の介護者」を加え、同条第一項中「障害者本人」を「当該障害者」に、「介護する身体障害者の身体障害者手帳若しくは

身体障害者手帳保有者」を「当該障害者の身体障害者手帳若しくは療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は介護する知的障害者の療育手帳」を削り、同条第二項中「愛の手帳」の下に「又は愛の手帳保有者の本人確認に利用することができるもの」として交通局長が認めたもの」を加える。

第三十四条第一項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるもの」として交通局長が認めたもの」を加える。

第三十四条の二の見出し中「障害者」の下に「の介護者」を加え、同条中「障害者本人」を「当該障害者」に、「介護する身体障害者の身体障害者手帳若しくは身体障害者手帳保有者」を「当該障害者の身体障害者手帳若しくは療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は介護する知的障害者の療育手帳」を削る。

第五十七条第二項に次のただし書を加える。
 ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。
 第五十八条第二項に次のただし書を加える。
 ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

第五十九条第二項に次のただし書を加える。
 ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。
 第八十条第一項前段及び同条第二項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるもの」として交通局長が認めたもの」を加える。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。ただし、第五十七条第二項、第五十八条第二項及び第五十九条第二項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

●交通局規程第五号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三十五条第二項中「身体障害者手帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は療育手帳」を削る。

第四十一条第四項中「IC発行事業者取扱規則」を「IC発行事業者規則」に改める。

第四十二条第三項ただし書中「IC発行事業者」を「ICカード発行事業者」に改める。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。ただし、第四十一条第四項及び第四十二条第三項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

●交通局規程第六号

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「身体障害者手帳保有者」を「療育手帳又はそれらの手帳保有者」に改め、「又は療育手帳」を削る。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

●交通局規程第七号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和四年二月二十四日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「療育手帳」の下に「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるもの」として交通局長が認めたもの」を加える。

附則

この規程は、令和四年二月二十五日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市西町一丁目十九番一
区）の一部及び同番二（第二工
区） 立川市錦町二丁目四番三号
株式会社ライズウェル
代表取締役 渡邊 裕
あきる野市草花字下モ川原八
あきる野市草花千四百十一
番地一
同番二十一、同番二十三、
成友興業株式会社
代表取締役 細沼 順人
同番二十六の一部、同番二十
七、同番二十八、平沢字下モ
川原千九十五番一、同番五及
び同番六

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

三鷹市北野二丁目二千三百四
十一番五十、同番五十一及び
同番八十一 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市若松町二丁目二十一番
七 新宿区西新宿一丁目二十六
番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 松尾 大作

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市野口町三丁目三十八
番六及び三十九番十三の各一
十九号 西東京市東伏見三丁目六番

部（第一工区）

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年二月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和四年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 西口ビルディング
- 二 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目十六番三号
- 三 設置者名 株式会社丸井ほか十一名
- 四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社丸井ほか七名
- 六 変更前の設置者住所 豊島区池袋二丁目八百六十三番地
(恩田商事株式会社)ほか
- 七 変更後の設置者住所 豊島区西池袋一丁目十六番三号
(恩田商事株式会社)ほか

八 変更前の設置者の代表者名	青井 浩(株式会社丸井)ほか	四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一号ほか	二 店舗所在地	八王子市南大沢二丁目二十五番
九 変更後の設置者の代表者名	青野 真博(株式会社丸井)ほか	五 変更を行った設置者名	三井住友信託銀行株式会社ほか四名	三 設置者名	合同会社フォレストプロパティ
十 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ビックカメラ	六 変更前の設置者住所	中央区京橋二丁目十七番四号(清水地所株式会社)	四 設置者住所	新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
十一 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ビックカメラほか三名	七 変更後の設置者住所	中央区京橋二丁目十八番三号(清水地所株式会社)	五 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社サンドラッグほか四名
十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ビックカメラ	八 変更前の設置者の代表者名	常陰 均(三井住友信託銀行株式会社)ほか	六 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社サンドラッグほか三名
十三 変更前の小売業者の代表者名	宮嶋 宏幸	九 変更後の設置者の代表者名	大山 一也(三井住友信託銀行株式会社)ほか	七 変更日	令和二年四月一日
十四 変更後の小売業者の代表者名	木村 一義	十 変更を行った小売業者の氏名又は名称	ウエルシア薬局株式会社	八 届出日	令和四年二月一日
十五 変更日	令和三年九月一日ほか	十一 変更前の小売業者の代表者名	水野 秀晴	九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十六 届出日	令和四年一月二十一日	十二 変更後の小売業者の代表者名	松本 忠久	十 縦覧期間	令和四年二月二十四日から同年六月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十七 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十三 変更日	令和三年十二月六日ほか	十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十八 縦覧期間	令和四年二月二十四日から同年六月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十四 届出日	令和四年二月一日	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体	
十九 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)		
		十六 縦覧期間	令和四年二月二十四日から同年六月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。		
		十七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。		
一 店舗名	東京スクエアガーデン				
二 店舗所在地	中央区京橋三丁目一番一号	一 店舗名	フォレストモール南大沢		
三 設置者名	三井住友信託銀行株式会社ほか四名				

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年二月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 西口ビルディング

二 店舗所在地 豊島区西池袋二丁目十六番三号

三 設置者名 株式会社丸井ほか十一名

四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号ほか

五 変更前の店舗面積の合計 二千二百九十平方メートル

六 変更後の店舗面積の合計 二千七百八十四平方メートル

七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十台

八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 八台

九 変更前の廃棄物の保管施設の位置及び容量 店舗西側 四・三一立方メートル

十 変更後の廃棄物の保管施設の位置及び容量 店舗西側 八・八三立方メートル

十一 変更前の開店時刻 午前十時

十二 変更後の開店時刻 午前九時ほか

十三 変更前の閉店時刻 午後九時

十四 変更後の閉店時刻 午後九時ほか

十五 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで

十六 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

十七 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地

十八 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地

十九 変更日 令和四年三月二十五日ほか

二十 届出日 令和四年二月七日

二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十二 縦覧期間 令和四年二月二十四日から同年六月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

